平成２９年（フ）第３８号
佐賀県伊万里市東山代町大久保3658番地
債務者　横浦　友樹
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第９１号
宮崎市一の宮町30番地１　市営住宅188棟３号
債務者　藤元　正義
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３７号
宮崎市清武町今泉甲2823番地１
債務者　棚町由香里
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０号
鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙2026番地
債務者　村田　浩二
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第２１号
鹿児島県指宿市開聞川尻5379番地
債務者　戸石　琴子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第３０号
鹿児島県鹿屋市寿６丁目１番17号
債務者　中村　幸代（旧姓松山・吉永）
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
長野県松本市並柳２丁目11番７号　フレグランス横内Ｂ202号
債務者　植村ゆかり（旧姓所）
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第８８号
岐阜県各務原市蘇原寺島町１丁目92番地１
債務者　水野　茂美
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２４７号
兵庫県西宮市宮西町８番２号　ハイツ香風Ⅱ105号、前住所兵庫県芦屋市精道町12番17―102号
債務者　山本　里香
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５９号
奈良県大和高田市田井新町４番24号
債務者　近森明日香
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第７９号
奈良県香芝市五位堂２丁目557番地
債務者　山元　妙子（旧姓山路）
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
島根県鹿足郡吉賀町沢田150番地５
債務者　河村　雅彦
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第１１号
島根県益田市横田町1777番地１（312）、前住所島根県益田市中須町290番地１（205）
債務者　村上　卓也
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第１４０号
熊本県下益城郡美里町佐俣414番地
債務者　竹田　幸代
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４９号
熊本市東区新南部５丁目１番２号　ハウスシーダス　Ｂ―22
債務者　墨岡　敏郎
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６１号
宮崎県延岡市須崎町５―18　コーポ笠福206号、住民票上の住所宮崎県日向市江良町１丁目94番地
債務者　甲斐佐知子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第６２号
宮崎県延岡市旭ケ丘６丁目１番地12　コーポ旭ケ丘102号、住民票上の住所宮崎県延岡市高千穂通3804番地101
債務者　初田　和彦
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第６３号
宮崎県延岡市川原崎町303番地４
債務者　平島　隆充
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部